

第30回

離島振興市町村議会議長

全国大会

と き 平成23年11月15日

と ころ グランドアーク半蔵門（富士 東の間）

全国離島振興市町村議会議長会

目 次

大会次第	1
宣 言	2
決 議	4
新たな沖縄振興のための法制度の創設に関する特別決議	6
「離島振興法」の改正・延長に関する特別決議	7
要望事項	9
第1 離島振興の促進	11
第2 離島市町村財政の強化	13
第3 離島振興関係事業の促進	14
第4 離島の産業対策の推進	15
第5 離島の交通対策の強化	17
第6 離島の通信対策の強化	19
第7 離島の医療対策の強化	20
第8 離島の子育て・高齢者対策の充実	22
第9 離島の教育・文化の振興	23
第10 離島の環境対策の推進	24
第11 離島の防災対策の強化	26
第12 東日本大震災からの復興	27

第30回離島振興市町村議会議長全国大会

次 第

と き 平成23年11月15日(火)

午後1時00分開会

ところ グランドアーク半蔵門4階

「富士 東の間」

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 宣 言
- 4 来賓祝辞
- 5 議長団選出
- 6 議 事
 - (1) 要 望
 - (2) 決 議
 - (3) 特 別 決 議
 - (4) 実行運動方法
- 7 ガンバローコール
- 8 閉会のことば

宣 言

我が国の離島市町村は、これまで離島地域、奄美群島・小笠原諸島並びに沖縄地域のそれぞれの振興計画に基づき、各種施策を強力に展開してきたが、人口減少、高齢化等の厳しい環境の下、医療や福祉、教育等のあらゆる面において本土との格差が年々拡大している。

また、本年3月の東北地方太平洋沖地震により、大きな被害を受けたところである。

一方、離島市町村は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面でその果たす国家的役割は一層重要になっている。

我々離島市町村は、このような現状と重要性を踏まえ、離島の自立的発展を促進し、離島住民の生活の安定と福祉の向上を積極的に図る必要がある。

よって、政府・国会は、離島をとりまく特殊事情を直視し、それぞれの離島の特性に応じた離島振興の諸施策を強力に展開すべきである。

特に沖縄振興のための新たな法律の制定及び「離島振興法」の改正・延長を強く求めるものである。

われわれ離島市町村議会人もまた、個性豊かで活力ある

島づくりの実現をめざし、決意を新たにさらに精進することをここに誓う。

以上、宣言する。

平成23年11月15日

第30回離島振興市町村議会議長全国大会

決 議

- 一 離島振興の促進を期する
- 一 離島市町村財政の強化を期する
- 一 離島振興関係事業の促進を期する
- 一 離島の産業対策の推進を期する
- 一 離島の交通対策の強化を期する
- 一 離島の通信対策の強化を期する
- 一 離島の医療対策の強化を期する
- 一 離島の子育て・高齢者対策の充実を期する
- 一 離島の教育・文化の振興を期する
- 一 離島の環境対策の推進を期する
- 一 離島の防災対策の強化を期する
- 一 東日本大震災からの復興を期する

以上、決議する。

平成23年11月15日

第30回離島振興市町村議会議長全国大会

特 別 決 議

新たな沖縄振興のための法制度の創設 に関する特別決議

沖縄では、本土復帰後40年間、4次の沖縄振興特別措置法等により、振興のための総合的な施策が強力に推進されてきたが、依然として本土との格差が縮まらず、解決されない多くの課題を抱えている。

このため、平成22年度にこれまでの振興施策の総点検を行い、2030年までの20年間にわたる長期構想として、県民の手による「沖縄21世紀ビジョン」の実現に必要な支援措置を講じるよう、新たな沖縄振興のための法律の制定を強く要望する。

以上、特別決議する。

平成23年11月15日

第30回離島振興市町村議会議長全国大会

「離島振興法」の改正・延長に関する特別決議

昭和28年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、「離島振興法」の改正・延長を強く要望する。

以上、特別決議する。

平成23年11月15日

第30回離島振興市町村議会議長全国大会

	要	望	
--	---	---	--

第 1 離島振興の促進

1 離島振興の促進

「離島振興法」に基づく「離島振興計画」に則り、航路及び航空路、生活・産業基盤等の整備を促進するとともに、自然環境の保全、救急へりを含む医療機関の協力体制の整備、高度情報通信ネットワークの充実、地域間交流等を積極的に推進すること。

2 奄美群島・小笠原諸島の振興の促進

「奄美群島振興開発特別措置法」に基づく「奄美群島振興開発計画」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく「小笠原諸島振興開発計画」に則り、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを積極的に推進すること。

3 沖縄地域の振興の促進

「沖縄振興特別措置法」に基づく「沖縄振興計画」に則り、道路、空港、港湾及び漁港等産業基盤の整備を促進するとともに、医療体制の充実等住民福祉の向上のための諸施策を積極的に推進すること。

4 離島の保全・管理

「海洋基本法」に基づく「海洋基本計画」に則り、平成21年12月に策定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の諸施策を積極的に推進すること。

第2 離島市町村財政の強化

1 地方交付税の確保

- (1) 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に離島市町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。
- (2) 離島市町村に対する地方交付税の傾斜配分を拡充強化するとともに、段階補正については、離島の特殊事情を踏まえ、さらに拡充すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、現在湖沼を取り巻く自治体面積に、湖沼面積が含まれて算定されていることから、離島市町村の自治体面積にも海域面積を加えること。
- (4) 離島の航路・航空路維持対策及び高料金水道運営対策等離島の特殊事情による財政需要に対し、特別交付税の拡充強化を図ること。

2 過疎対策の推進

過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保すること。

第3 離島振興関係事業の促進

1 離島振興関係事業の促進

離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島振興関係事業に係る補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

2 道路等の整備

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、離島の振興・活性化の基盤としての道路整備事業を促進するとともに、主要地方道を国道に昇格すること。
- (2) 離島の隔絶性の解消と生活圏の広域化を図るため、離島と本土並びに離島相互間の架橋建設事業を積極的に推進すること。

3 港湾の整備

資源の安定供給、地域の産業振興、海上交通の安全性の向上等の見地から港湾の整備を一層強化すること。

4 生活用水等の確保

離島における生活用水の水量不足と水質悪化を改善するため、海底送水事業、海水淡水化事業、ダム建設事業等を積極的に推進すること。

第4 離島の産業対策の推進

1 漁業振興対策の推進

- (1) 離島の「水産基盤整備事業」に基づく漁港整備事業、漁港漁村整備事業、沿岸漁場整備開発事業、各種漁礁設置事業、藻場造成事業を積極的に推進すること。
- (2) 離島における水産業の多面的機能の維持増進を図るため、「離島漁業再生支援交付金」を拡充強化すること。
- (3) 離島における漁業の円滑な操業を図るため、離島の実情を十分勘案し、離島周辺地域における「大中施網・底引き網操業禁止区域」を拡大すること。

2 農林業振興対策の推進

- (1) 離島における農林業の振興のため、農林道の整備、農村環境整備、農業集落排水事業等の促進を図ること。
- (2) 森林の持つ保水力、国土保全及び離島における災害防止並びに水資源の確保の観点から造林事業を積極的に推進すること。

3 離島振興特別事業の推進

離島の産業再生を強力に促進するため、産地加工、個人客のための体験滞在型観光、産業再生に向けた基盤・組織づくり等を積極的に推進すること。

4 都市と農山漁村の共生・対流

離島の優れた資源を活用した地場産業を育成するとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。

第5 離島の交通対策の強化

1 燃油価格の是正対策の強化

- (1) 平成23年度に実施された「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。
- (2) 石油製品価格差の効率的な解消対策の推進のため、離島にかかる石油製品価格プール制の導入、海上輸送を含めた製品搬送・配送の共同化等流通合理化などの支援を実施すること。

2 離島航路の維持対策の強化

- (1) 離島における航路については、国道と同等の取り扱いとし、それに見合った運賃・料金になるよう支援措置を講じること。
- (2) 離島航路を維持するため、離島航路就航船舶の建造等をした場合については、国庫補助制度の拡充強化を図ること。
- (3) 離島航路に就航する船舶の建造を促進するため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資金利の低減を図ること。
- (4) 離島航路の近代化を図るため、就航船舶の大型化、高速化、に努めること。また、バリアフリー化を促進するため財政措置を充実すること。

3 離島航空路の維持対策の強化

- (1) 特定離島航空路線は公共性が極めて高く、離島住民にとって必要不可欠であることから、現行路線を存続するとともに財政措置を充実すること。
- (2) 悪天候における欠航の防止と安全運航確立を図るため、各種航行・進入援助施設の整備を図ること。
- (3) 離島住民の生活の安定と地域振興を図るため、小型飛行場の建設・地域航空交通（コミューター）システムの推進を図るとともに、高速交通化に対応したジェット機の就航可能な空港についても積極的に整備を図ること。

4 「離島空路整備法」（仮称）の制定

離島交通の基本的政策課題である離島航空路線の維持改善を図るため、既存航空路線の運航欠損及び航空機購入等補助を骨子とする「離島空路整備法」（仮称）を速やかに制定すること。

5 離島バス路線の維持対策の強化

離島バス事業は公共性が極めて高いが、経営困難になっていることから、離島バス路線対策を強化すること。

第6 離島の通信対策の強化

1 通信網の整備

離島におけるICT化を推進するため、光ファイバーケーブル網等の高度情報通信基盤を整備するとともに、離島全域での携帯電話等の移動通信サービスの早期実現と、サービスエリアの拡大を図ること。

2 郵政サービスの確保

離島における郵政サービスが果たす役割を充分踏まえ、郵便事業のサービスの低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

第7 離島の医療対策の強化

1 保健医療の改善

- (1) 離島の保健医療の改善を図るため、「第1 1次へき地保健医療計画」の推進にあたっては、国においても、特に総合医の養成・確保の対策を早急に講じること。
- (2) 「へき地医療支援機構」の強化及び当該事業に係る財政措置を充実すること。
- (3) 離島の地域特性にかんがみ、保健、予防活動並びに医師の診断、治療等を支援するため、画像電送等による医療情報システムを積極的に導入すること。

2 医療機関の運営対策の強化

- (1) 離島公的医療機関の経営健全化対策を強化するため、施設整備及び運営に対する財政措置を充実すること。
- (2) 離島民間医療機関については、離島の特殊事情を考慮し、機械器具等初年度開設費を含む経営に係る融資・税対策等について特別優遇措置を講じること。

3 救急医療対策の強化

離島における救急患者の輸送に迅速に対応するため、患者輸送車（艇）、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。

4 専門医療対策の強化

歯科、眼科、耳鼻科、産婦人科、小児科等の専門医の定期的な派遣と巡回診療の強化並びに予防医療強化のため、保健師の増員対策等の措置を積極的に講じること。

第8 離島の子育て・高齢者対策の充実

1 子育て支援の充実

- (1) 離島における若年層の定住化を図るため、離島のニーズに合った保育所が設置できるよう基準を緩和すること。
- (2) 離島における子育ての負担軽減のため、保育所、放課後児童クラブ、子育て支援センター等の運営に係る財政措置を充実すること。

2 介護サービス基盤の整備

- (1) 離島における介護保険制度を円滑に実施するため、介護基盤整備に係る財政措置を充実すること。
- (2) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の確保、研修等について必要な措置を講じること。

3 介護保険制度の改善

良質な介護サービスの安定的な供給が図られるよう介護報酬単価は、離島の特性に十分配慮し、一層の嵩上げ措置を講じること。

第9 離島の教育・文化の振興

1 学校教育の充実

- (1) 離島における学校教育水準の向上を図るため、必要な施設・設備に対する財政措置を充実すること。
- (2) 離島における教育費の負担軽減のため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること。

2 伝統的文化の振興

離島における伝統的文化の保存・振興を図るため、財政措置を充実すること。

第10 離島の環境対策の推進

1 環境保全対策の推進

(1) 離島における環境衛生施設の整備を促進するため、し尿・廃棄物処理施設等各施設の整備事業に対する財政措置を充実するとともに、焼却灰を含む廃棄物島外搬送費についての特別措置を講じること。

また、ダイオキシン類排出削減対策についても、財政措置を充実すること。

(2) 「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する財政措置を充実すること。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）と同様、リサイクル料金の前払い制度を導入すること。

(3) 自動車リサイクル法が円滑に実施されるよう、拡大生産者責任を徹底し、離島地域等において、輸送による地域間格差が生じないように財政措置を充実すること。

(4) 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置について法制化を早急に図ること。

- (5) 座礁船の船体撤去について、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

2 エネルギー対策の推進

- (1) 離島におけるガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等石油製品の高価格実態を打開するため、輸送に係る補助制度を創設し、販売価格を本土並みに引き下げる対策を講じること。
- (2) 離島の有する自然的・地理的条件を生かした風力発電等の化石燃料に依存しないクリーン・ローカルエネルギー開発を推進すること。

第 1 1 離島の防災対策の強化

1 消防体制の強化

離島の地理的条件を十分に考慮して、消防施設等整備事業に対する財政措置を充実すること。

2 監視及び連絡体制の強化

台風・地震・津波・火山噴火等による自然災害に対応するため、監視を強化し、連絡体制の充実を図ること。

3 大規模災害対策の確立

- (1) 巨大津波の発生に備え、海岸地域の津波対策を抜本的に見直すこと。
- (2) 大規模災害発生時の救命救助、物資搬送等のための緊急通信・輸送体制を確立すること。
- (3) 膨大な災害廃棄物が生じた場合の広域的な処理体制を確立すること。
- (4) 大規模災害発生時の避難者のための応急仮設住宅用の土地を事前に確保すること。
- (5) 役場機能が滅失した場合に備え、広域的なバックアップ体制を確立すること。

第 1 2 東日本大震災からの復興

- (1) 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- (2) 水産業の復旧・復興について、被災した漁港・漁場などの水産基盤施設の復旧を進めるとともに、船舶の修繕・購入への支援措置を早急に講じること。また、海底堆積物の除去、海面及び沿岸域の清掃支援を速やかに実施すること。
- (3) 農業・農村の復旧・復興について、被災農業者の経営再建に向けた支援や制度資金における負担軽減措置を実施すること。
また、海水が冠水した農地の除塩を進めるとともに、その間の雇用の確保、借入金に係る金利減免措置等を講じること。
- (4) 被災事業者への金融税制上の特別措置を講じるとともに、被災した観光施設・宿泊施設・商業施設が早く再興できるよう支援すること。
- (5) 被災した道路・港湾・ライフライン等の公共施設・設備の早期復旧を図るため、特別な財政措置を講じること。
- (6) 被災した生活航路事業を再建するため、被災した船舶、ターミナルの修復に対し、特別な財政措置を講じること。